

2026 年 9 月 17 日

会員の皆様

岩手県社会福祉士会
会長 坂口 繁治

2027／2028 年度役員選出選挙管理委員会委員の公募について

現役員の任期が 2027 年 6 月の定時総会終結時で満了となります。

7 月 11 日の第 2 回理事会において、選挙管理委員の公募方法等の細目が承認されましたので、下記の通り選挙管理委員会を委員を公募します。（役員選出規則 8 条 2）

選挙管理委員は、役員選出規則 8 条 3 項で理事に立候補しまたは立候補者を推薦することができませんので留意ください。

記

1. 今期の選挙管理委員の公募対象ブロック（役員選出規則細目 4）
 - ・両盤ブロック ・沿岸ブロック ・気仙ブロック ・二戸ブロック ・久慈ブロック
2. 応募期間
 - ・9 月 30 日（水） 正午まで
3. 応募先
 - ・各ブロック事務局
4. その他
 - ・ 監事の候補者選出は、理事会の議決により候補者を選出し総会承認。（役員選出規則第 5 条）
 - ・ 第 1 回の選挙管理委員会は 10 月 17 日（土）10 時 30 分から、当会事務局【銀河ルーム】開催予定です。
 - ・ 2026 年 7 月 11 日の第 2 回理事会で制定された「役員選出規則細目」を次項に掲載します。
 - ・ 役員選出スケジュール（案）

期日		会議等	選挙管理委員業務等
2026 年	8 月中旬 10 月 17 日（土）	第 3 回理事会 選挙管理委員会（第 1 回）	・ 選挙管理委員会委員公募 委員定数 5 人 ・ 委員長互選 ・ 選挙管理委員会委員の公表
2027 年	1 月 16 日（土）	第 4 回理事会 選挙管理委員会（第 2 回）	・ 準備諸手続・スケジュール確認 「公示」作成・確認
	3 月 日（ ）		・ 「公示」会報・URL にて告知 （公示～受付開始まで 2 週間）
	4 月 日（ ）		・ 立候補受付締切： 月 日消印有効
	4 月 日（ ）	選挙管理委員会（第 3 回） 理事会（第 1 回）	・ 立候補届出等書類審査 立候補者名簿確定・理事会へ報告
	5 月 日（ ）	選挙管理委員会（第 4 回）	・ 役員候補者名簿を全会員に送付
	6 月 日（ ） 6 月 日（ ）	定時総会 臨時理事会	・ 定時総会・新役員承認決定 新役職者決定（会長・副会長） 選挙管理委員会委員任期終了

※「役員選出規則」は、本会事務局ホームページに掲載しています。

一般社団法人岩手県社会福祉士会
役員選出規則細目

2026 年 7 月 11 日
第 2 回理事会制定

1. 理事の定数（規則第 3 条関係）

2027 年度定時総会時に改選される（第 20 期）役員改選の理事定数は 25 名とする。

2. 理事候補者選出方法（規則第 5 条関係）

- (1) ブロックと全県の 2 種類とする。
- (2) ブロックの設置及び運営に関する規則第 7 条 3 により、ブロック代表を理事とし、盛岡ブロックにおいてはブロック代表の他に 1 名を加え、ブロック選出理事の候補者数は 9 名とし、総会において選任する。
- (3) 全県の候補者数を 16 名とする。
- (4) 委員会の設置及び運営に関する規則第 6 条 2 により、委員会の委員長を理事とし、総会において選任する。
- (5) 委員会の委員長を除いた数を全県理事の候補者とし、総会で選任する。

3. 監事候補者選出方法（規則第 5 条関係）

2027 年度定時総会時に改選される（第 20 期）役員の監事はおりません。現在の監事の任期は 2029 年度定時総会終結時である。

4. 選挙管理委員会（規則第 8 条関係）

選挙管理委員会は、二戸、久慈、盛岡、中部、胆江、両磐、沿岸、気仙の順に毎回 5 つのブロック毎に公募し、ブロックから推薦された者とする。（理事会において、今年度は、両磐・沿岸・気仙・二戸・久慈が担当ブロックとなり会員から選任することで確認する。）

5. 役員選出方法（規則第 10 条関係）

定数内の場合でも候補者ごとに議決権の過半数をもって行う。（定款第 17 条第 3 項）

以上